

遺伝子組換え食品に関する 熊本県の取組み(食品衛生)

熊本県
健康福祉部
健康危機管理課

遺伝子組換え農作物及び加工品の 表示制度①

遺伝子組換え作物及びその加工品を容器包装して、販売する場合は、表示すべき項目が定められています。

* IPハンドリング(分別生産流通管理)

畑→収穫→運搬→港→船→港→運搬→製造業者→加工

畑から加工するまでのそれぞれの段階で、遺伝子組換え作物と、遺伝子組換えでない作物を分別して、それぞれの段階で混入しないように管理し、そのことが文書等により証明されていること。

意図せざる混入は、認められている。
(大豆、とうもろこしで5パーセント以下)

遺伝子組換え農作物及び加工品の 表示制度②

- ①IPハンドリングが行われた遺伝子組換え農作物
「遺伝子組換え」(義務表示)

- ②IPハンドリングさえれていない農作物、遺伝子組換え
農作物が混じっている可能性がある。
「遺伝子組換え不分別」(義務表示)

- ③IPハンドリングされた非遺伝子組換え農作物
「遺伝子組換えでない」(任意表示)
原材料のみ(表示なし)



遺伝子組換え作物及び加工品の 表示制度③

○じゃがいも、大豆、とうもろこし、なたね、わた、
アルファルファ、パパイヤ以外の農作物に
「遺伝子組換えでない」と表示することは、禁止

○製造の過程で組み込まれた遺伝子やその遺伝子がつくるタンパク質が技術的に検出できない場合は、表示は義務付けられていない。(例：油、醤油)

○8作物、33食品群(豆腐、スナック菓子など)に
表示義務



熊本県の取組み

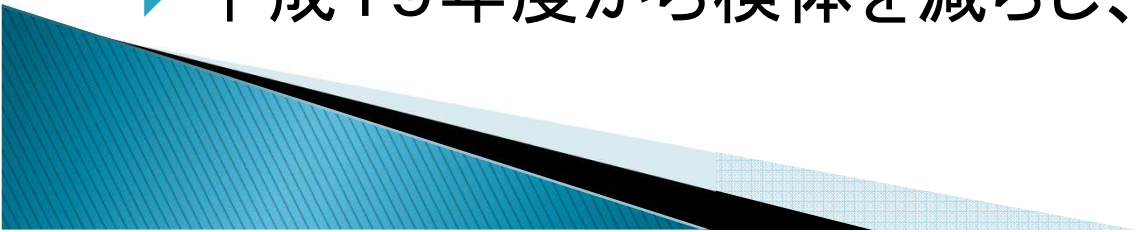
- ▶ 食品衛生法に基づき毎年度、策定する
「熊本県食品衛生監視指導計画」のなかで、
適正表示指導の一環として食品衛生監視員が
監視指導、収去検査を実施。

- ▶ 監視指導

事業者の立入りの際に、IPハンドリング証明の確認、
証明書 の保存及び適正表示について指導。



熊本県の取組み

- ▶ 遺伝子組換え食品の検査について、平成16年度から開始。
 - ▶ 特に消費者の身近な食品として、大豆加工品(豆腐、みそ等)を収去して、委託検査を実施。
 - ▶ 平成18年度までの3年間で、県内(熊本市を除く)の主な製造業の検査を終了し、違反や疑いもない。
 - ▶ 平成19年度から検体を減らし、県外産の製品も実施。
- 

～検査状況～

定性試験(あるか、ないか)、定量試験(どれだけの量)
定性試験は製品、定量試験は原料で実施。

問題
なし

年度	定性試験(検体数)	定量試験(検体数)
H16	50	5
H17	50	5
H18	50	5
H19	12	2
H20	12	2
H21	10	2
H22	10	2
H23	10	2
H24	10	2
H25	10	2

以上です